

●用語解説

用語	解説
安全管理責任者	収集・運搬中及び積替え・保管施設内におけるPCB廃棄物の適切な取扱い、作業従事者の安全衛生及び運搬容器、運搬車、荷役設備、施設等の安全管理を徹底するために置く最高責任者をいう。
イエローカード	(社)日本化学工業協会が策定した「物流安全管理指針」の中で、輸送時における事故時措置として作成した緊急連絡カードの通称。運転者に常時携行させ、事故が発生した時に迅速に適切な対応ができるようにするもの。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物をいう(廃棄物処理法第2条第2項)。
運行管理責任者	安全管理責任者の下で、運搬容器や運搬車の運用・運行管理、積み込み・積下しの立会い等を行う責任者をいう。
運搬容器	PCB廃棄物を収納し、収集・運搬の用に供することができるものとして、消防法令及び国連勧告・船舶危規則に規定されているものを踏まえてガイドラインが定めているものをいい、具体的には以下のものがある(「3.2 運搬容器の種類」参照)。これら以外の容器は、ガイドラインでは「容器」の用語を使用する。 小型容器(固体用・液体用)、IBC容器(固体用・液体用)、ポータブルタンク(固体用・液体用)、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイ、機械により荷役する構造を有する容器、前に掲げる容器以外の容器及び移動タンク貯蔵所。
ADI	一日許容摂取量。一生涯摂取し続けたとしても影響が起らないような1日当たりの摂取量をいう。(Acceptable Daily Intake)
液抜き	PCBを含む液体の入った機器もしくは容器から、その液体を抜き取り、他の適切な容器に移し替えること。
LD50	半数致死量。急性毒性の指標の一つで、ある動物に化学物質を投与した時、その動物の半数を死亡させる投与量をいう。
機械により荷役する構造を有する容器の特例	第4類第3石油類又は第4石油類を収納する変圧器、コンデンサ等の電気機械器具に該当するもので金属製又は陶磁器製のものが掲げられており、イ.変圧器、ロ.リアクトル、ハ.コンデンサ、ニ.計器用変成器、ホ.放電コイル、ヘ.電圧調整器、ト.整流器、チ.開閉器、リ.遮断機、ヌ.中性点抵抗器、ル.OFケーブル、オ.避雷器、リ.ブッシング等がある。 (危告示第68条の3の3第2項、消防危第90号(平成18年3月30日)及び総務省告示第136号等による)
国連勧告	国連経済社会理事会(UN ECOSOC)の下部組織である国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会(国連委員会)が作成した「危険物輸送に関する勧告」(UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods・Model Regulations)の通称。“オレンジブック”(Orange Book)とも呼ばれている。全ての輸送モード(陸・海・空)における危険物輸送規則の基となっており、危険物の安全輸送を確保するための輸送要件の国際調和を図るために策定されている。
国連番号	国連勧告の危険物リストの国連番号(UN No.)欄に示されたそれぞれの危険物の品名に対する4桁の一連番号。PCB(液体)は「2315」、PCB(固体)は「3432」である。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令(廃棄物処理法施行令第2条)で定める廃棄物をいう(廃棄物処理法第2条第4項)。
自動車渡船	交通の用に供せられている自動車を積載することを目的とする渡船

用語	解説
自由液	PCBが染み込み又は付着したPCB廃棄物から、廃PCB等が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。
ジェリカン	金属、又はプラスチックの方形、又は多角形の断面形状を持つ缶をいい、灯油缶等はその一例である。(Jerrican)
収集・運搬	PCB廃棄物を事業所から回収し、集めること、及びある事業場から別の事業所(処理施設を含む。)に運送することをいう。これらに伴って実施する積込み、積下し、積替え・保管、液抜き等を含む。
積下し	コンテナ又は運搬車から運搬容器を下ろし、当該運搬容器からPCB廃棄物を取り出すことをいう。
積替え	PCB廃棄物、PCB廃棄物を収納した運搬容器をコンテナ又は運搬車から直接、又は積替え・保管施設に下ろした後、別のコンテナ又は運搬車に移すことをいう。
積替え・保管	積替えのため、PCB廃棄物を一時的に保管することをいう。
積替え・保管施設管理責任者	安全管理責任者の下で、積替え・保管施設における積替え・保管作業の安全管理、施設管理等を行う責任者をいう。
積込み	PCB廃棄物を運搬容器に収納し、固定した後、当該運搬容器をコンテナ又は運搬車に収納し、固定することをいう。
電子マニフェスト制度	情報処理センターを使用したマニフェスト制度であり、紙のマニフェストに代えて電子情報を活用するもの。
特別管理一般廃棄物	<p>一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令(廃棄物処理法施行令第1条)で定めるものをいう(廃棄物処理法第2条第3項)。</p> <p>PCB廃棄物については、家庭から排出される廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機及び廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品が該当する。</p>
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令(廃棄物処理法第2条の4)で定めるものをいう。(廃棄物処理法第2条第5項)。
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場において、その処理に関する業務を適切に行うために置かれる責任者であって、環境省令(廃棄物処理法施行規則第8条の17)で定める資格を有する者をいう。
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固体状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう(廃棄物処理法第2条第1項)。
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油をいう(廃棄物処理法施行令第2条の4第5号イ)。
PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう(廃棄物処理法施行令第2条の4第5号ロ)。

用語	解説
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令（廃棄物処理法施行規則第1条の2第4項）で定める基準に適合しないものに限る）をいう（廃棄物処理法施行令第2条の4第5号ハ）。
PCB廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物をいう。
ペール缶	ドラム缶の一種。通常、取手のついた容量20L程度のものをいう。
マニフェスト (産業廃棄物管理票)	排出事業者が産業廃棄物の処理業者に交付して処理の流れを管理するための伝票のこと。排出事業者名、所在地、伝票交付担当者名、廃棄物の種類や量、状態、取扱い上の注意事項などが記入される。排出事業者、収集運搬者、処分業者それぞれに伝票が残り、各処理段階で廃棄物と伝票記載内容を相互確認する仕組みとなっている。
UNマーク	国連勧告の要件に適合していることを示す表示で、UN形象、容器記号、容器等級、水圧試験圧力、容器製造年、国名、容器製造者名などと共に容器に表示される。
輸送ユニット	タンク自動車、貨物自動車、鉄道車両（鉄道タンク車や貨車）、貨物コンテナ及びポータブルタンク（大型金属容器）をいう。（Transport Units）
RORO船	カーフェリーのようにランプウェイを備え、車両が自走して乗り降りできる構造の貨物船をいう。（Roll-on/roll-off ship）

●法令略称一覧

廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
PCB特別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
危政令	危険物の規制に関する政令
消防危規則	危険物の規制に関する規則
危告示	危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示
化管法	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律
特化則	特定化学物質等障害予防規則
船舶危規則	危険物船舶運送及び貯蔵規則
船舶危告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示